

有限会社岩本薬局 福祉用具事業部 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社岩本薬局が開設する有限会社岩本薬局 福祉用具事業部（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定（介護予防）福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有限会社岩本薬局 福祉用具事業部
- 二 所在地 静岡市葵区巴町 60

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤、福祉用具専門相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たるものとする。
- 二 専門相談員 2名以上
専門相談員は、指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(12月30日から1月3日までを除く)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて提供するものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、取扱説明書等の文書を残して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 3 福祉用具の納品に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うものとし、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 4 利用者の要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

(取り扱う種目)

第7条 指定(介護予防)福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 1 車いす(自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いす)
- 2 車いす付属品
- 3 特殊寝台
- 4 特殊寝台付属品
- 5 床ずれ防止用具
- 6 体位変換器
- 7 手すり(取付工事を伴わないもの)
- 8 スロープ(取付工事を伴わないもの)
- 9 歩行器
- 10 歩行補助杖
- 11 認知症老人徘徊感知機器
- 12 移動用リフト(つり具の部分は除く)
- 13 自動排泄処理装置

(利用料等)

第8条 指定(介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料は、法定代理受領サービスであるときは、カタログの1割または2割または3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)福祉用具貸与に要した交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越えてから1キロメートルごとに100円とする。

3 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用についてその実費を徴収する。

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 レンタル料金は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

- ① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
- ② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
- ③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、静岡市とする。

(消毒方法)

第10条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の消毒は、フランスベッド株式会社及び株式会社レンタコム及びパラマウントケアサービス株式会社に委託することとし、その方法は別紙資料によるものとする。

(保管方法)

第11条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の保管方法は、フランスベッド株式会社及び株式会社レンタコムに委託することとし、その方法は別紙資料によるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社岩本薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

（第4条2変更。第8条5追加。第10条・第11条追加。第10条を第12条に変更）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

（第10条内容の訂正。第11条内容の訂正）

この規程は、平成24年2月1日から施行する

（第7条1変更。第7条11変更）

この規程は、平成26年10月1日から施行する

（第4条2訂正。第7条内容の追加）

この規程は、平成27年8月1日から施行する

（第8条訂正。第8条内容の追加）

この規程は、令和4年9月16日から施行する

（第10条内容の追加。第6条、第7条、第8条2文言の追加）

この規程は、令和5年12月1日から施行する

（第5条変更。第7条6訂正。7,8に追加。第12条虐待に関する事項を追加）